

## 第5回福井地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成17年12月22日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室（委員紹介等及びビデオ視聴）及び第2会議室（裁判員制度ポイント解説及び意見交換会）

### 3 出席者

#### ▪ 委員

荒井紀子委員，小林克美委員，坂本慶一委員長，四戸友也委員，西谷隆委員，

▪ 一馬委員，藤田由美子委員，藪田智成委員，吉村悟委員（以上9人出席）

#### ▪ 解説者，事務担当者

池上尚子裁判官，齋藤事務局長，田中民事首席書記官，見刑事首席書記官，加藤総務課長，相原総務課課長補佐

### 4 議 事

▪ 所長あいさつ

▪ 委員の自己紹介

▪ 委員長及び委員長代理の互選

▪ ビデオ「刑事裁判－ある放火事件の審理－」

▪ 裁判員制度のポイント解説

▪ 意見交換

テーマ「裁判員制度」（○：委員，□：事務担当者）

- 裁判員として選ばれた場合，自分にできるか自信がない。加害者や被害者の両親のことなどに思いがいて，冷静に判断できるかどうかわからない。
- 裁判員として一般人を裁判に入れるメリットがあるのか。自分が担当した事件で，死刑判決をだすと，後味が悪いと思う。裁判員の判断が軽かったような場合，検察官は，どう思うのだろうか。
- 裁判員制度を導入したのは，国民の常識を裁判に反映させて，常識的に落ち着いた判断をすることにある。判断が常識と乖離しては，裁判の信頼性を失うことになる。今までの制度は，専門家はその判断をしていたが，裁判員制度を導入して，国民にストレートに裁判に参加してもらえばいいと思う。

裁判員の判断が検察官が思っていた刑よりも軽い場合には、そのまま受け止めたいと思う。上級庁である高裁や最高裁の判断を仰ぐかどうかは意見がわかれると思う。

- 裁判員の顔ぶれによって、刑の軽重が違ってくると思われるが、そういう点はどうかだろうか。
- 私個人としては、そういったばらつきがあってもいいと思う。今までも、裁判官や検察官の人格によって違いが出ていた。裁判員制度になって、一般の人が裁判に加わることにより、一般人も司法関係者もその負担は大変だと思う。ただ、一般人が参加することで、裁判がわかりやすくなるだろうと思う。
- 裁判員を選ぶときに、いろいろな職業や地位の人を混ぜた方が、いろいろな意見が出て、バランスが取れると思う。
- 地域によって差は出るかもしれないが、無作為に選ぶので、ある程度のばらつきは予想される。
- 今の大学生の中には、自分の頭で物を考えない学生もいる。今後は、小さい頃からの法教育が必要になってくると思う。
- 英米のような判例法だと、前提の事実があって、そこから法の勉強するので、方法論的にやりやすい。日本は、判例法でなく、まず法律の条文から入っていくので、法教育を行うとしてもむづかしい面があると思う。
- 福井は法教育の面では進んでいる。福井弁護士会でも、学校に対して出張授業を行っている。
- 裁判官としては、一人で裁判をするよりも三人の合議でやる方が安心感はある。多くの人数で議論することが大切だと思う。証拠を見て、すぐに有罪無罪を決めるわけではなく、議論を尽くして考えれば、難しいと思う必要はない。
- 裁判員になって裁判に参加すると、その裁判が終わるまでは心の負担がかかり続けると思う。裁判員同士が、裁判中に裁判所以外で会うことはできないのか。
- 望ましくないと思う。
- 裁判員の心の負担は、全力で審理をすることでしか乗り越えられないと思う。裁判官も負担は同じだと思う。そういう姿勢は被告人にも伝わるし、全身全霊を傾けることでしか心の負担は軽減できないのではないかと思う。
- 一番困るのは、結論はどうでもいいから早く帰りたい、というような人だと思う。

う。

- 裁判員をやることは国民の義務だと思うが、中にはそういう考えの人もいると思う。
- アメリカでは、子供の頃から教育されているので、陪審員をやることについて使命感がある。民主教育や法教育がしっかりと行われているので、制度もきちんと運営されている。
- すべての事情を見れば、誰でも悩むと思うが、各人の経験を基に議論すれば、いい裁判ができると思う。
- 結論を出すのに多数決でいいのだろうか。議論を尽くす場合、反対意見者のことを考えてやらなければ、取りこぼしになると思う。
- そういったことは、評議を主宰する裁判官の手腕にかかってくる。先に少数派に意見を言ってもらうなどして、手当をする必要があると思う。今後は、裁判官にもそうしたことの勉強が必要になると思う。
- 一般の人に発言させやすい環境を作るのは大変だと思う。
- 福井地裁が行った裁判員制度についての広報活動について、総務課長から報告がなされた。
- 裁判所がこうした広報活動をやっているのは、今までになかったことだと思う。裁判官も民間交流研修などをやっていると聞いているが、閉ざされた世界だと思っていたが、だいぶ変わったと思う。
- 大津事件では、政府を含め、一般人も被告人を死刑にしろと言っていたのに、裁判官だけが、死刑に反対であった。今度は、一般人の意見を裁判に採り入れることとなるが、あの当時とは違うことをやることになったと思う。
- 民意は入ってきても、他からの干渉は受けない。司法の独立は維持されると思う。
- 教師の研修会や勉強会で裁判官が話をしてくれれば、学校に裁判の知識が入てくると思う。

##### 5 次回開催期日と意見交換のテーマ

平成18年6月2日午後1時10分

テーマ 未定